

船舶事故調査報告書

平成25年4月11日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年12月27日 09時00分ごろ
発生場所	長崎県松浦市福島東方の西隠し島北東方沖 松浦市所在の伊万里平瀬灯標から真方位228° 1,000m付近 （概位 北緯33° 23.6′ 東経129° 50.5′）
事故調査の経過	平成25年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 慶栄丸、4.98トン NS3-55879（漁船登録番号）、個人所有 11.00m (Lr) × 2.33m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、25.74kW、昭和50年9月22日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月18日 免許証交付日 平成20年5月28日 （平成26年5月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	プロペラ翼、プロペラ軸及び舵軸に曲損、船底外板に擦過傷及び亀裂
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、なまこけた網漁のため、平成24年12月27日08時25分ごろ松浦市鍋串漁港を出港し、船長が操縦区画左舷側に立って手動操舵により操船に当たり、また、甲板員が操縦区画右舷側に立って見張りの補助に当たり、福島北方のコージボ瀬戸を約8ノットの対地速力で東南東進した。 船長は、コージボ瀬戸を通過したのち、西隠し島北東方約500mの竹ノ子島を船首目標として南東進中、正面から太陽の日差しを受け、太陽光とその海面反射でまぶしくなっており、手をかざして太陽光を遮りながら前方の見張りを行っていた。 本船は、08時58分ごろ竹ノ子島北西方沖を航行中、操業を開始してよい旨の漁業協同組合からの無線連絡を受け、甲板員が操業準備のために後部甲板へ移動し、船長が単独で操船に当たり、西隠し島南西方沖の漁場（以下「本件漁場」という。）に向けて南東進した。

	<p>本船は、本件漁場に向けて右転するため、船長が、西隠レ島を右舷前方に目視で確認したが、西隠レ島北東方約200mの小さな島（以下「本件小島」という。）を目視で確認できずに右転し、西隠レ島北東方沖を南進中、09時00分ごろ本件小島に乗り揚げた。</p> <p>船長は、衝撃を受けて周囲を確認したところ、本件小島に乗り揚げたことを知り、僚船に救助を依頼したのち、海上保安部に通報した。</p> <p>船長及び甲板員は、来援した僚船に救助された。</p> <p>本船は、翌28日、僚船2隻により引き下ろされ、横抱きされて鍋串漁港に帰港した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮高 約196cm（伊万里湾）</p> <p>太陽の高度及び方位：高度 15.8°、方位 132.7°</p>
その他の事項	<p>なまこけた網漁は、毎年12月25日が解禁日であり、本船は、本事故前の25日、26日の両日共に本件漁場で操業していた。</p> <p>船長は、なまこけた網漁を年に約4～5日操業しており、そのうち本件漁場での操業は約2～3日であったものの、本件漁場への航行経験が40年以上あったので、本件小島の存在についてはよく知っていた。</p> <p>船長は、なまこけた網漁以外の時期は、えび網漁の夜間操業を行っており、ふだんからサングラスを使用することがなかったので、船内にサングラスを備えていなかった。</p> <p>船長は、ふだん、周囲の地形等を見て船位を確認しており、本件漁場への往復時には、本件小島の東方を約50m離して航行していた。</p> <p>本船の喫水は、本事故当時、船首約0.5m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、西隠レ島北東方沖を南進中、船長が太陽光とその海面反射で本件小島を確認できなかったことから、本件小島に向けて航行し、本件小島に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、西隠レ島北東方沖を南進中、船長が太陽光とその海面反射で本件小島を確認できなかったため、本件小島に向けて航行し、本件小島に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浅所が点在する海域を航行する場合は、浅所を避けるように船首目標を設定して航行すること。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 太陽光等で前方が見えにくい状況において、浅所が点在する海域を航行する場合は、甲板員を見張りの補助に当たらせること。・ 太陽の日差しを正面から受けて航行する場合は、サングラスを使用することが望ましい。 |
|--|--|